

総論

第1 入学試験要項（一般選抜・法学既修者）¹

1 募集人員・競争倍率

(1) 募集人員

45名程度

※法学既修者の募集人員については、①在学中の大学を3年で卒業できる制度（早期卒業制度）により卒業見込みである志願者、及び、⑤飛び級の出願資格による志願者を対象とする特別枠の制度がある。その特別枠を含めて45名程度を募集する。この制度は、特別枠に出願した者の中から上位10名程度を選抜することを予定している。

※この他に、5年一貫型教育選抜20名程度を募集する。

(2) 競争倍率

2025年度：3.91倍（募集人員45名程度、第3次選抜合格者数55／志願者数215）

2024年度：3.72倍（募集人員45名程度、第3次選抜合格者数57／志願者数212）

2023年度：5.67倍（募集人員45名程度、第3次選抜合格者数52／志願者数295）

2022年度：5.82倍（募集人員55名程度、第3次選抜合格者数67／志願者数390）

※小数点第3位を四捨五入

※5年一貫型教育選抜は1.00倍

※2021年度～2019年度（5年一貫型教育選抜導入前）は2.59倍～3.47倍

2 選考方法

「一般選抜」では、志願者数が募集定員の5倍を超えた場合に、英語の成績による第1次選抜を行う。第2次選抜は、法学論文試験（民事法〔民法・民事訴訟法〕・刑事法〔刑法・刑事訴訟法〕・憲法）の結果と、英語の成績・自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行う。そして、第2次選抜の合格者に対して、第3次選抜として面接試験を行い、面接試験の結果と第2次選抜試験までの結果を総合して最終的な合格者を決定する。

¹ https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/wp-content/uploads/2025/06/%E2%98%8500_%E3%80%90%E3%82%A6%E3%82%A7%E3%83%96%E6%8E%B2%E8%BC%89%E7%94%A8%E3%80%912026%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E6%B3%95%E7%A7%91%E5%A4%A7%E5%AD%A6%E9%99%A2%EF%BC%88%E4%B8%80%E8%88%AC%EF%BC%89%E5%85%A5%E8%A9%A6%E9%81%B8%E6%8A%9C%E5%AD%A6%E7%94%9F%E5%8B%9F%E9%9B%86%E8%A6%81%E9%A0%85.pdf から抜粋（1(2)、2(1)及び3(3)を除く）

1(2)及び2(1)は、<https://www.law.hit-u.ac.jp/lawschool/exam/pastexam/>を参照

(1) 第1次選抜（2025年度入試まで）

TOEIC®またはTOEFL iBTの成績により、定員の約3倍を目安として選抜する。

2025年度：最終合格者平均点857.9、最高点989、最低点775

2024年度：最終合格者平均点879.7、最高点980、最低点760

2023年度：最終合格者平均点814.7、最高点990、最低点720

2022年度：評価項目とせず

2021年度：評価項目とせず

2020年度：最終合格者平均点693.9、最高点985、最低点500

2019年度：最終合格者平均点718.8、最高点985、最低点450

※2023年度以降はTOEFL iBT受験者の換算点を含む

(2) 第2次選抜

法学論文試験の結果と、英語の成績及び自己推薦書・学業成績の審査結果を総合して行う。

(3) 第3次選抜

面接試験の結果と第2次選抜までの結果を総合して行う。法科大学院で学ぶ者としての適性や法曹としての適性を審査する。面接試験は法律知識を問うものではない。

3 法学論文試験

(1) 出題形式

民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法の5科目について、専門知識を前提として、問題分析力、思考力、記述力等を審査する。なお、試験場において法令集（判例解説付きでない六法）を貸与する。専門知識のほか、問題発見能力、分析・統合能力、論理的思考力及び表現力等を採点基準とする。

法学論文試験については、5科目（民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・憲法）の各科目の得点が、一定の水準（本法科大学院第2年次の授業に参加し得る水準）に達しない場合、第2次選抜の総合得点の順位にかかわらず不合格とする。

(2) 試験時間

民法（民法及び民事訴訟法） 10：00～12：15（135分）

刑法（刑法及び刑事訴訟法） 13：30～15：45（135分）

憲法 16：40～18：10（90分）

(3) 答案用紙の形式について

不見当（ただし、民事系及び刑事系は 30 行×2 頁／問、憲法は 30 行×4 頁との不確定情報がある。）

第2 法学論文試験の傾向と対策

1 総論

基本的な論点に関する出題、具体的には百選掲載判例や近年の重要判例に関する出題が多い（そこで、本講座の解答例においては、サイドコメントとして、関連する（裁）判例の年月日を掲載するとともに、百選掲載判例については、その最新版の判例番号を付することとした。）。ただし、常に判例と全く同じ事案が出題されているわけではなく、事案の異なる問題も出題されている（特に憲法・民法・刑法）。そのため、単に判例の判旨だけを記憶するような学習では不十分であり、事案の概要、問題の所在、規範（理由付けを含む。）、あてはめに加え、周辺知識まで含めて、正確に理解・記憶することが重要である。

また、試験時間は私立の法科大学院に比べて長く、求められる解答量も多くはないものの、競争倍率や受験生全体のレベルが高いことから、他の受験生に差をつけるべく、基礎基本・原理原則から丁寧に積み重ねる答案を書く必要があり、時間や答案用紙の紙面が不足することが予想される。そのため、基本的事項については、正確かつ簡潔に記載できるように、事前に準備しておく必要がある。加えて、論点の取捨選択や、メリハリをつけた論述も必要になる。

なお、一部応用・発展的な問題が出題されることがあるが、そのような問題についても完答しなければ合格できないという試験ではない。応用・発展的な問題の前提となっている基本的事項に関し正確な理解を示すことができれば、十分合格することができるであろう。

2 憲法

内容面としては、平等原則、表現の自由（集会の自由）、職業選択の自由（営業の自由）及び信教の自由に関する出題が多い。また、近時は出題されていないものの、過去においては統治（とりわけ選挙関係）についての出題も多くなっていた。したがって、これらの分野については、重点的に準備しておくことが必要であろう。とはいえ、これらの分野以外からの出題も当然予想されるため、どのような出題がされても最低限は「守れる」ような準備をすべきである（以下、他の科目についても同じ。）。

形式面としては、近年、いわゆる主張反論型での出題が続いているが、近時の司法試験・予備試験の傾向の変化を受けて、今後はいわゆる意見書型での出題も予想されるところである。もっとも、意見書型においても、「反論を踏まえて」論じることが求められるのが常であるため、問われている本質的な事項には全く変化がない。推奨されるのは王道の学習であり、答案表現上の小手先のテクニックを覚えるような学習方法は全く無意味である。

3 民法

内容面としては、未成年者、錯誤、詐欺、時効、物権総論、留置権、譲渡担保、詐害行為取消権、保証、危険負担、売買（契約不適合責任）、賃貸借、不当利得、不法行為及び日常家事債務に関する出題が比較的多いが、それ以外にも全ての分野から満遍なく出題されているといってよい。したがって、特定の分野に偏ることなく、準備すべきである。

形式面としては、例年大問が2問出題される。また、請求や主張の可否を問う一般的な出題形式が基本であるが、近年は、「反論」を踏まえて、解答することを求める出題が多い。さらに、「必要があれば適宜場合分けをしなさい」といった問題文の指示があるのが一橋民法の特徴である。

なお、「法科大学院入試」であるので、無理に要件事実的な論述をする必要はなく（建前上、要件事実は法科大学院で学習することになっている。）、「請求→法的根拠→要件→効果」「反論→法的根拠→要件→効果」という民法答案の基本的な枠組みを守りつつ、その枠組みの中で問題となる論点について法的三段論法で論じるという、法律家としての正しい思考回路を文章にすれば足りる（ただし、要件事実的な発想は、主張反論構造を把握する上で極めて有用であることは言うまでもない。）。

4 刑法

内容面としては、実行行為（実行の着手時期）、因果関係、故意（錯誤）、正当防衛、間接正犯、未遂犯（不能犯、中止犯）、共同正犯（成立要件、射程、離脱）、帮助犯、住居侵入、窃盗、強盗、詐欺、横領、放火、偽造、公務執行妨害、犯人隠避に関する出題が多い。また、罪数処理が必要となる問題も多いため、最後まで気を抜いてはならない。

形式面としては、例年大問が2問出題され、第1問が刑法総論、第2問が刑法各論からの出題である（第1問の方が難易度が高く、論じる分量も多いことが多い一方で、第2問は比較的簡易な問題が出題される傾向にある。）。また、「○の罪責を論じなさい」といった一般的な出題形式が基本である。

判例の結論のみをおさえておく学習法では、対応が難しい問題も出題される。判例が採用した見解をおさえつつも、反対説にも配慮するように、普段から学習するよう心がけることが必要である。

5 民事訴訟法

内容面としては、当事者適格、一部請求、相殺（相殺と二重起訴）、訴えの利益（確認の利益）、处分権主義、弁論主義、権利自白、既判力（客観的範囲、主観的範囲）、及び複雑訴訟（通常共同訴訟、必要的共同訴訟、独立当事者参加、補助参加）からの出題が多い。

形式面としては、一般的な出題形式ばかりであり、2025 年度は論じるべき事項が多かったものの、過年度の傾向をみると論すべき分量が少ない出題が多い（稀に、「反論」を踏まえることや「場合分け」を求められる場合がある。）。

6 刑事訴訟法

内容面としては、捜査法分野の出題も一部では見られるものの、公訴・公判分野及び証拠法分野からの出題が多数を占める。また、近年は、やや刑事実務的な理解を問う問題も出題されている。

形式面としては、設問が複数の小間に分かれていることが多い。また、近年は少なくなってきたものの、一時期は、基礎となる重要判例の事実や判旨が問題文に引用され、その判例及び刑事訴訟法の基本的事項の正確な理解を梯子として、これまで考えたことのないような発展的事項について現場で思考させるタイプの出題が 2024 年度まで続いていた。2025 年度は、基本事項の理解度を問う出題がなされた。

2025 年度から出題傾向が大きく変わったものの、問われているのは基本事項の深い理解である。推奨される勉強法は、刑事訴訟法の基本原則や重要判例を、実務を踏まえて深く正確に理解するという王道の学習であり、答案表現上の小手先のテクニックを覚えるような学習方法は全く無意味である。

また、2025 年度では、手続について条文を指摘しつつ説明させる出題もあった。予備試験の刑事訴訟法においても実務的な知識を問う出題が続いていることも考慮すると、実務的な知識を問う出題が今後も続くことも予想される。このことから、実務的な知識、特に刑事手続の流れについて、条文とともに説明することができる能力も養う必要がある。

以 上

2024 年度憲法・解答例

小問1

第1 憲法（以下、法令名省略）21条1項について

- 1 Xの立場から、処分①及び処分②の根拠となるB高校の校則（以下「校則①」及び「校則②」という。）は21条1項に反し無効であるから、これらに基づいた処分①及び処分②は無効であるとの主張をする。
- 2 政治的活動の自由は、自己の政治的意見を対外的に表明するものであるから表現の自由（21条1項）の一環として保障されるところ、校則①は校内での政治的活動を制限する点で、校則②は校外での政治的活動につき届出を課し、政治的活動の自由に委縮効果を発生させている点で、B高校生の政治的自由を制約している。
- 3 判例は、大学は国公立であると私立であるとを問わず、学則等を制定する包括的権能を有すると判示する。これを踏まえれば、大学より公共性の強い公立高校において校則を定めること自体は、包括的権能の範囲内である。
- 4 他方で、同判例は、学内及び学外における学生の政治的活動につき、かなり広範な規律を及ぼすこととしても、これをもって直ちに社会通念上学生の自由に対する不合理な制限であるということはできないとも述べている。
しかし、私立大学は建学の精神に基づく独自の伝統等によって社会的存在意義が認められているため、学則制定の包括的権能は広範だと認め得るが、公立高校は、年齢に応じた統一的な教育をすることに社会的意義があるため、上記包括的権能は縮減し得る。さらに、表現の自由は、自己実現及び自己統治という重要な価値があり、憲法が保障する人権の中でも優越的な地位にある。その中でも政治的活動の自由は、民主主義の根幹をなす自由であるから、政治的自由を制限する校則の制定は謙抑的であるべきである。
これらのことを踏まえると、公立高校においては、校則を定める包括的権能は限定的であり、特に、政治的活動を制限する校則の制定は、目的が必要不可欠なものであり、手段が目的達成のために必要不可欠といえなければならない。
- 5(1) 校則①及び校則②は、政治的中立性を確保する目的であり、その目的は必要不可欠と認め得る。しかし、放課後や休日に規制を及ぼす必要はない。したがって、放課後も政治的活動を禁止する校則①は、21条1項に反する。また、校則②も校内での活動を規制すれば、校内での政治的中立性は確保することができるから校外での活動に届出を課すことは必要不可欠とはいえない。
- (2) よって、校則①及び校則②は、21条1項に反し無効であるから、これらに

●最判昭 49.7.19（出題趣旨）【百選 I 10】

に基づいた処分①及び処分②も無効となる。

第2 19条について

- 1 校則②は校外での政治的活動につき届出を課している点において、思想・良心の自由を侵害し、無効である。
- 2 19条は20条、21条、23条に対して一般的規定である。そうすると、思想・良心の内容も学問・信仰と共に準じる世界観、思想のようなある程度確固とした信条をその内容とするというべきである。
このことから、政治的思想についても19条の保障の範囲内といえる。
- 3 そして、校則②に基づく届出をする際に、政治的活動の内容を学校に知らせざるを得ない。これは、特定の思想を告白させることを強制するものであり、思想・良心を直接的に制約するものである。思想・良心の自由の直接的制約は絶対的に禁止されるから、校則②は19条に反する。
- 4 したがって、校則②に基づいた処分②は違憲である。

第3 適用違憲

- 1 校則①及び校則②が合憲だとしてもXに適用することは違憲である。
- 2 Xは放課後に、18歳以上の生徒を対象にビラを配布しているから、校則①にいう「政治的行為等」を行ったとはいえない。
したがって、処分①は違憲である。
- 3 また、校則②は、校内での政治的活動を制約するのとは異なり、校外での政治的活動を制限するものであるから、校則①に比して限定的に解すべきである。したがって、校則②における「政治的行為等」とは、校内での生活と関連する政治的行為に限定すべきであり、「学業や生活に支障があるもの」、「学校教育の実施に支障があるもの」とは、18歳未満の学生を扇動すること等により、校内での政治的中立性を確保することが困難となる事情がある等、学業に差し迫った支障が具体的に認められる場合に限るというべきである。

Xは、休日にデモへ参加したものであり、校内での生活と関連する政治的行為を行ったものではない。また、Xは居眠りをしていても授業には参加しており、政治的主張をメールしたのも、18歳以上の友人に対して行っており、扇動等をしたものではない。また、Xの活動により、B高校内での政治的中立性を確保することが困難となる事情も見受けられないから、「学業や生活に支障があるもの」、「学校教育の実施に支障があるもの」とは認められない。

したがって、処分②は違憲である。

小問2

1 校長Yは、次のように反論する。

(1) 高校は、大学の自治を中核とする学問の自由の完全な保障を受けるわけではないが、大学教育に比べると批判能力には乏しいと思われる高校生を規律する必要性を有していることから、校則の制定について、広範な包括的権能を有する。このことから、B高校は、校内・外を問わず、教育目的を達成するために、政治的活動等を制限する校則を定めることも包括的権能の範囲内であり、校則①及び校則②は、社会通念上合理的な制限にとどまり、21条1項に反しない。

(2) また、校則②の届出は、届出者の個人的な政治的信条の是非を問うものではないから、思想・良心の自由を制約するものではない。

(3) そして、高校生の政治的活動は、教育のために必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるから、校則①及び校則②における「政治的活動等」は、学校の内外を問わず広く捉えるべきであるから、校則①及び校則②をXに適用したことも合憲である。

2 私見

(1) 21条1項について

高校生は発達段階である年齢であり、公立高校は心身の健全な発達を目的とする。そして、18歳であっても批判能力に乏しいと思われる高校生を規律する必要がある。これに加えて、公立高校では、政治的中立性を確保する必要性もあることから、政治的活動をある程度制約することもやむを得ない。一方で、今後は高校生が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待されることから、公立高校といえども、校外の政治的活動まで校則で制約することは謙抑的でなければならない。

これらを考慮すると、校内での政治的活動を制限する校則の制定について、公立高校は広範な包括的権能を有し、高等教育目的に関連し、かつ、規制内容が社会通念に照らして合理的と認められる範囲であれば許容される。他方、校外での政治的活動を制限する校則の制定については、目的が必要不可欠なものであり手段が目的達成のために必要不可欠といえなければならない。

校則①は、高等教育の目的を達成するために政治的中立性を確保することが必要であり、授業時間内か放課後であるかを問わず、校内での政治的活動を規制することも社会通念に照らして合理的であるといえる。

● 最大判昭 38.5.22
【百選I 86】、最大判昭 51.5.21 【百選II 136】参照（出題趣旨）

校則②の目的は、B高校の政治的中立性の確保であるから必要不可欠と認められる。しかし、校内での政治的中立性の確保をするためには、校内での政治的活動を制限すれば足りる。校外での活動を制限するとしても、違法なものや暴力的なもののみを制限すれば足りる。したがって、手段が必要不可欠とはいえない。

以上から、校則①は21条1項に反しないが、校則②は同条項に反し、違憲である。

(2) 19条について

校則②は、届出者の政治的信条の是非を問うものではないから、思想・良心を直接的に制約するものではない。他方、校則②の（ア）乃至（ウ）に当たらないことを判断するためには、どのような政治的活動に参加するかを届出書に書かざるを得ないから、必然的に政治的思想をB高校に知られることとなる。思想・良心の内容を告白することとなるから、届出を課すことには慎重でなければならない。このことから、届出は校内の政治的中立性を確保するために、必要やむを得ない事項に限定しなければならない。

そして、校内での政治的中立性を確保するためには、校内での活動につき制限すれば足り、校外での政治的活動について一律に届出を課す理由に乏しい。したがって、届出の対象が必要やむを得ない事項とはいえない。

以上から、校則②は19条に反し、違憲である。

(3) 適用違憲

校則②は、上記のとおり違憲であるから、これを適用した処分②は違憲である。仮に合憲だとしても、X主張のとおり、Xに適用することは違憲である。

校則①を解釈するについては、政治的活動の重要性を十分考慮してすべきである。そして、18歳以上の高校生が国家・社会の形成に主体的に参画していくことが一層期待されることからすれば、「政治的行為等」とは、18歳未満の生徒に対して、教育活動の場を利用して、特定の政治的思想を啓蒙する活動に限られるというべきである。

本件において、Xの行為は、授業等の教育活動が終了した放課後に行われている。そして、政治的参画が期待される18歳以上の生徒を対象にビラを配布しているから、「政治的行為等」を行ったとはいえない。

したがって、校則①をXに適用することは違憲である。

以上

●最判昭 63.2.5 【百選
I 35】参照

2024 年度民法第 1 問・解答例

第 1 (1) の場合

1 β 債権の発生原因が 2023 年 10 月 4 日より前に発生した場合

- (1) α 債権と β 債権は、「同種の目的を有する債務」であり、双方とも弁済期にあるから、相殺適状（民法（以下、法令名省略）505 条 1 項本文）である。
- (2) 本問では、2023 年 10 月 4 日に C が α 債権を差し押さえているが、B が β 債権を取得したのはこれより後の同月 5 日である。そのため、「差押え後に取得した債権」（511 条 1 項）に当たり、B は C に相殺を対抗することができないのが原則である。
- (3) もっとも、同条 2 項本文は、「差押え後に取得した債権が差押え前の原因に基づいて生じたものであるとき」には、相殺をもって差押債権者に対抗することができる旨を定めている。そこで、「差押え前の原因」の意義が問題となる。
- (4) 同項が「差押え前の原因に基づいて生じた債権」を自働債権とする相殺を肯定するのは、相殺への合理的期待が認められるからである。そうだとすれば、「差押え前の原因」とは、自働債権の発生原因が形式的・客観的に債務者対抗要件具備時より前に存在していたというだけでは足りず、自働債権と受働債権の内容及び相互の関連性を考慮した時に、相殺への合理的期待があるか否かによって実質的に判断すべきである。
- (5) 本件において、β 債権は売掛代金債権であるから、A B 間で売買契約が締結されていると考えられる。C の差押えの効力が発生する差押命令送達時（民事執行法 145 条 5 項）より前に、A B 間の売買契約が締結されていた場合、B の相殺への合理的期待が生じているといえるから、「差押え前の原因」といえる。
- (6) したがって、2023 年 10 月 4 日より前に、β 債権の原因となる売買契約が締結されていた場合は、B の相殺の主張が認められる。

2 β 債権の発生原因が 2023 年 10 月 5 日に発生した場合

β 債権の発生原因となる売買契約が C の差押えの効力が発生する後に成立しているから、「差押え前の原因」に基づいて生じた債権とはいえない。
したがって、B の相殺の主張は認められない。

3 β債権が他者から債権譲渡を受けたものである場合

この場合、β債権は「差押え後」の10月5日に「他人の債権を取得」したものであるから、511条2項ただし書によりBの主張は認められない。

第2 (2) の場合

1 法4条2項による譲渡の通知が行われていない場合

(1) 本問においても、α債権とβ債権は相殺適状にある。もっとも、Bがβ債権を取得する日より前の2023年10月2日にα債権はCに譲渡された上、法4条1項による譲渡の登記が行われている。そこで、Bは469条1項の適用により、相殺が認められる旨を主張すると考えられる。

(2) 同条は511条と同様、債務者の相殺に対する合理的期待を保護するものであるから、同条文中にある「対抗要件具備時」とは、債務者対抗要件具備時を意味する。

(3) 本問において、法4条2項による譲渡の通知が行われていない場合、Cは債務者対抗要件を具備していないから、β債権は「対抗要件具備時より前に取得した譲渡人に対する債権」(469条1項)に該当する。

(4) したがって、Bの相殺の主張は認められる。

2 法4条2項による譲渡の通知が行われている場合

(1) 法4条2項による通知が行われている場合、Cは債務者対抗要件を具備しているから、469条1項によってはBの主張は認められない。

(2) そこで、同条2項につき検討する。同項1号の「前の原因」とは、511条2項と平仄を合わせた規定であることから、前問と同様の判断基準で判断する。

(3) β債権の発生原因たる売買契約がCの債権譲渡通知より前に締結されていた場合(同項1号)にはBの相殺の主張が認められる。

(4) 他方、β債権が他者より譲り受けた債権である場合は、同項ただし書により、Bの相殺の主張は認められない。

以上